平成２８年（フ）第５８号
東京都八王子市小比企町530番地サンコーポラス小比企７　101号
債務者　中村　　昌
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月18日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５９号
東京都八王子市小比企町530番地サンコーポラス小比企７　101号
債務者　中村　惠子
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月18日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１６１号
東京都府中市南町３丁目27番地
債務者　金子　芳江
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２４４号
横浜市金沢区富岡東６丁目28番６号　ハイツ三縄102
債務者　増山　信之
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９９号
横浜市都筑区荏田南３丁目24番19号
債務者　武藤寿美子
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０２号
横浜市戸塚区上矢部町1696番地　アンクラージュ101号
債務者　飯島　樹也
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４１号
横浜市中区新山下３丁目15番１―411号
債務者　高野穂美子
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４０１号
横浜市旭区白根１丁目13番４号　グリーンドエル岩崎201
債務者　宮川　友美
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４号
東京都八王子市中野町2585番地３エーデルハイム101号
債務者　高野　智宏
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７７号
静岡市駿河区中島1692―３　サンピュアおれんじ201号室、住民票上の住所浜松市東区大島町1284番地の２
債務者　江頭竜太郎
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月23日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８２号
静岡市清水区宮下町３番８号　宮下団地１―408、旧住所静岡市清水区辻４丁目１番９号
債務者　深澤美津江
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月23日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９９号
静岡県焼津市本中根442番地の２
債務者　村松　宏信
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月23日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３０４号
横浜市神奈川区子安通３丁目309番地１　メゾン・ド・マジュール801号
債務者　相馬富士子
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４０３号
横浜市金沢区能見台通11番６号　松島荘202
債務者　今枝　義幸
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７１号
静岡県藤枝市岡部町玉取2139番地
債務者　竹下　覚子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後４時
静岡地方裁判所民事第２部